

北九州市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第30号

北九州市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

北九州市消防団員退職報償金支給条例（昭和39年北九州市条例第110号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

189,000円	294,000円	409,000円	544,000円	729,000円	929,000円
179,000円	279,000円	379,000円	484,000円	659,000円	859,000円
169,000円	268,000円	363,000円	463,000円	609,000円	799,000円
164,000円	253,000円	338,000円	428,000円	574,000円	759,000円
154,000円	233,000円	308,000円	388,000円	514,000円	684,000円
144,000円	214,000円	284,000円	359,000円	469,000円	639,000円

を

「

239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円
229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円
219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円
214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円
204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円
200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円

に

改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第18号

北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則

北九州市身体障害者福祉措置費用徴収規則（昭和61年北九州市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、第10項若しくは第13項から第16項」を「又は第12項から第15項」に改める。

別表第1の注書第2項中「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同表の注書第3項中「第41条第1項から第3項まで」を「第41条第1項、第2項及び第6項」に、「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項」に、「及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項」を「及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項」に改め、「第41条の19の5第1項並びに」を削る。

別表第2の注書第1項中「第5条第11項」を「第5条第10項」に、「同条第13項」を「同条第12項」に、「同条第14項」を「同条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14項」に改め、同表の注書第2項中「同条第10項の共同生活介護、同条第13項」を「同条第12項」に、「同条第14項」を「同条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14項」に、「同条第16項」を「同条第15項」に改める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第19号

北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則の一部を改正する規則

北九州市知的障害者福祉措置費用徴収規則（昭和46年北九州市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、第10項若しくは第13項から第16項」を「又は第12項から第15項」に改める。

別表第1の注書第2項中「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同表の注書第3項中「第41条第1項から第3項まで」を「第41条第1項、第2項及び第6項」に、「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項」に、「及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項」を「及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項」に改め、「第41条の19の5第1項並びに」を削る。

別表第2の注書第2項中「第5条第11項」を「第5条第10項」に、「同条第13項」を「同条第12項」に、「同条第14項」を「同条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14項」に改め、同表の注書第3項中「同条第10項の共同生活介護、同条第13項」を「同条第12項」に、「同条第14項」を「同条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14項」に、「同条第16項」を「同条第15項」に改める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

北九州市風致地区条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 20 号

北九州市風致地区条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市風致地区条例施行規則（昭和 45 年北九州市規則第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 9 号を削り、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号を第 10 号とする

。

付 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第21号

北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則

北九州市消防局組織規則（昭和61年北九州市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条総務部総務課の項中「施設企画係」を「施設係」に改め、同条総務部人事課の項中「人事係」を「人事係  
安全衛生係」に改め、同条予防部指導課の項中「  
査察指導係」を「査察指導係  
違反処理係」に改める。

第3条総務部総務課庶務係の項中第11号を第14号とし、第10号の次に次の3号を加える。

- (11) 重要事項の企画、調査及び研究並びに情報の収集及び分析に関すること。
- (12) 重要な事務事業の連絡調整及び進行管理に関すること。
- (13) その他企画に関すること。

第3条総務部総務課施設企画係の項中「施設企画係」を「施設係」に改め、第6号から第8号までを削り、同条総務部人事課人事係の項中第8号から第12号までを削り、第13号を第8号とし、第14号を削り、第15号を第9号とし、同項の次に次のように加える。

安全衛生係

- (1) 職員の安全管理及び衛生管理に関すること。
- (2) 職員の公務災害補償及び賞じゅつに関すること。
- (3) 職員の給与に関すること。
- (4) 職員の児童手当及び子ども手当に関すること。
- (5) 職員の福利厚生に関すること。
- (6) 給貸与品に関すること。

第3条予防部指導課査察指導係の項第2号中「及び違反処理」を削り、同項中第6号を削り、同項の次に次のように加える。

違反処理係

- (1) 違反処理に関すること。
- (2) 予防情報システムに関すること。

第3条警防部警防課警防係の項中第12号及び第13号を削り、同条警防部

警防課防災係の項に次の2号を加える。

(5) 消防水利の整備及び保全に関する事。

(6) 都市計画の防災施策に関する事。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

北九州市青少年問題協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第22号

北九州市青少年問題協議会規則の一部を改正する規則

北九州市青少年問題協議会規則（昭和38年北九州市規則第73号）の一部を次のように改正する。

第1条中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とする。

第2条の見出しを「（会長及び副会長）」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

会長は、委員の互選によりこれを定める。

第6条第2項中「議長」を「会長」に改める。

第7条中「もつて」を「もって」に改める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第23号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

北九州市立ふれあい むら社ノ木デイサー ビスセンター	午前9時から 午後5時まで	(1) 日曜日 (2) 12月31日から翌年 の1月3日までの日
北九州市立西部障害 者福祉会館デイサー ビスセンター	午前9時から 午後5時まで	(1) 火曜日 (2) 12月31日から翌年 の1月3日までの日

を

「

北九州市立ふれあい むら社ノ木デイサー ビスセンター	午前8時30 分から午後5 時30分まで	(1) 日曜日 (2) 12月31日から翌年 の1月3日までの日
----------------------------------	----------------------------	--

に

改める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。



北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第24号

北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市国民健康保険条例施行規則（昭和43年北九州市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項各号列記以外の部分中「の方法によって徴収する」を「に係る」に改め、「保険料は、」の次に「納付義務者が北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第13条に規定する指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関（以下この項においてこれらを「指定金融機関等」という。）において口座振替により納付し、又は」を加え、同項第1号中「北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第13条に規定する指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関（以下この項においてこれらを「指定金融機関等」という。）」を「指定金融機関等」に改め、同項第3号を削る。

第8条第1項第2号中「（当該納付義務者を除く。）」を削り、同条第2項中「35万円」を「45万円」に改める。

第10条第1項第2号中「（当該納付義務者を除く。）」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第8条及び第10条の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。

北九州市行財政改革調査会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第25号

北九州市行財政改革調査会規則を廃止する規則

北九州市行財政改革調査会規則（平成24年北九州市規則第18号）は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第26号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

農家年長者創作活動施設	午前9時から午後5時まで	12月28日から翌年の1月4日までの日
林業振興センター	午前9時から午後5時まで	12月28日から翌年の1月4日までの日

を

「

農家年長者創作活動施設	午前9時から午後5時まで	12月28日から翌年の1月4日までの日
-------------	--------------	---------------------

に

改める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

北九州市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第27号

北九州市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

北九州市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成8年北九州市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第1号様式中「第23条第1項」を「第22条第1項」に改める。

第2号様式中

「

	印	性 別	男 女
--	---	--------	--------

」を「

	印
--	---

」に、

「

既存の手帳の有効期限	年 月 日	既存の障害等級	級
添付書類 (○印) 医師の診断書 年金証書の写し( 級) 精神障害者保健福祉手帳	既存の手帳の手帳番号		

」を

「

添付書類 (○印) 医師の診断書 年金証書の写し( 級) 特別障害者給付金受給資格者証の写し( 級) 写真 精神障害者保健福祉手帳			
既存の手帳	有効期限	年 月 日	等級
			級
			手帳番号

」に

改め、同様式の注書第1項中「又は「障害年金」を「、「障害年金」に改め、「写し」の次に「又は「特別障害給付金受給資格者証（特別障害給付金支給決定通知書）及び直近の国庫金振込（送金）通知書の写し」」を加え、同様式の注書第2項中「写し」の次に「又は特別障害給付金受給資格者証等の写し」を加え、「社会保険事務所」を「年金事務所」に改め、同様式の注書に次の1項を加える。

3 写真（縦4cm×横3cm）は、脱帽して上半身を写したもので、1年

以内に撮影したものであること。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成26年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第28号

北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則

北九州市児童福祉措置費等徴収規則（昭和40年北九州市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「前条」を「前2条」に改める。

別表第1の備考第1項中「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同表の備考第2項中「第41条第1項から第3項まで」を「第41条第1項、第2項及び第6項」に、「第41条の3の2第4項及び第5項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項」に、「第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項」を「第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項」に改める。

別表第2の備考第2項第3号中「第13項から第15項」を「第12項から第14項」に改め、同表の注書中「、自閉症児施設」を削る。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会規則をここに公布する。

平成26年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第29号

北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、付属機関の設置に関する条例(昭和38年北九州市条例第97号)第3条の規定に基づき、北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会(以下「委員会」という。)の所掌事務、組織、委員及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、市政が北九州市自治基本条例(平成22年北九州市条例第30号)に沿って運営されているかどうかを評価し、同条例について必要な見直しに関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員の任命)

第4条 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員

長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務企画局において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。



北九州市告示第106号

北九州市敬老祝金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市敬老祝金支給要綱の一部を改正する告示

北九州市敬老祝金支給要綱（平成2年北九州市告示第339号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市長寿祝金支給要綱

第1条中「敬老祝金」を「長寿祝金」に、「敬老の意を表し」を「長寿を祝い」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「敬老祝金」を「長寿祝金」に、「以下第4条」を「第4条」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 88歳

(2) 100歳

第3条第3号及び第4号を削る。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年度における改正後の第2条の規定の適用については、同条第1号中「88歳」とあるのは「77歳」と、同条第2号中「100歳」とあるのは「88歳又は100歳」とする。

北九州市告示第107号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、平成26年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年北九州市条例第28号）第11条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月31日

北九州市長 北橋健治

平成26年度一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物の区分

(1) ごみ

ア 市の施設で処分するもの

区分	廃棄物の内容
家庭ごみ	家庭から排出される日常生活に伴って生ずる生ごみ、プラスチック類及び紙くず並びにこれらと性状が同等に取り扱い得るもの 家庭の住居と事業所が建物の構造上一体で、家庭から排出されるものと事業活動に伴って排出される一般廃棄物との区別が難しく、家庭並みのごみ量の事業所から排出される一般廃棄物
資源化物	家庭から排出されるかん、びん、ペットボトル、紙製の容器包装（飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）に限る。以下「紙パック」という。）及び発泡スチロール製食品用トレイ（以下「トレイ」という。）
粗大ごみ（特定家庭用機器廃棄物を除く。）	家庭から排出される家具、寝具、電化製品、厨房器具、自転車等で、家庭ごみ及び資源化物として収集しないもの 引越し等に伴い一時的に多量に家庭から排出されるもの
動物の死体	犬、猫等小動物の死体
その他	環境保全上処理を必要とする不法投棄ごみ等
自己搬入ごみ（資源化可能な紙くず、木	事業活動に伴って排出される一般廃棄物であって、家庭ごみ及び粗大ごみと同等のごみで、家庭から排出されるごみの処理に支障のない量のもののうち、許可業

くず及び特定家庭用機器廃棄物を除く。)	者又は排出者自らが収集運搬するもの 家庭から排出される資源化物以外のごみで、許可業者又は排出者自らが収集運搬するもの
---------------------	---

注 特定家庭用機器廃棄物とは、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に定めるものをいう。以下同じ。

イ 許可業者の施設で処分するもの

区分	廃棄物の内容
許可業者処理ごみ	別に定める処理区域で排出される可燃性のごみであって、許可業者により焼却されるもの 再利用可能な廃木材及びせん定枝で、許可業者によりチップ化されるもの 家庭から排出される蛍光管及び一次電池で、許可業者により再資源化されるもの 家庭から排出される家庭用電化製品（特定家庭用機器廃棄物を除く。）で許可業者により再資源化されるもの 家庭及び事業所から排出される紙くずで許可業者により再資源化されるもの 家庭から排出されるかん、びん及びペットボトルであって許可業者により再資源化されるもの 一般廃棄物焼却施設から排出される飛灰（ばいじん及び燃え殻）であって許可業者により再資源化されるもの 一般廃棄物焼却施設から排出される焼却灰であって許可業者により再資源化されるもの
資源化物	家庭から排出される使用済小型電子機器等（以下「小型家電」という。）

注 使用済小型電子機器等とは、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第2条第2項に定めるものをいう。以下同じ。

ウ 製造業者等の再資源化施設で処分するもの

区分	廃棄物の内容
資源化物	家庭から排出される小型の金属類（粗大ごみとして定

	めているものを除く。以下「小物金属」という。)
特定家庭用機器廃棄物	家庭から排出される、又は事業活動に伴って排出されるユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式並びに液晶式及びプラズマ式のもの（液晶式のものについては、電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）に限る。）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機

エ 市が処理委託した再資源化業者の施設で処分するもの

区分	廃棄物の内容
資源化物	家庭から排出される蛍光管 家庭から排出されるプラスチック製容器包装

(2) し尿

区分	廃棄物の内容
市収集し尿	家庭から排出されるし尿で収集が必要なもの 事業活動に伴って排出されるし尿で収集が必要なもののうち、計画収集が可能なもの
自己搬入し尿	事業活動に伴って排出されるし尿で収集が必要なもの

(3) 浄化槽汚泥

区分	廃棄物の内容
浄化槽汚泥	浄化槽汚泥

2 計画処理の概要

区分		計画処理量
ごみ	市収集ごみ	225,100 t
	自己搬入ごみ	164,100 t
	許可業者ごみ	17,890 t
	動物の死体	6,500 個
し尿	市収集し尿	10,000 k l
	自己搬入し尿	10,000 k l
浄化槽汚泥		16,000 k l

注 市収集ごみは、家庭ごみ、資源化物、粗大ごみ及びその他

### 3 処理計画

#### (1) ごみの排出抑制・再使用・再資源化計画

##### ア 排出抑制の方法

###### (ア) 家庭ごみの指定袋制度の実施

指定袋による家庭ごみの収集を実施し、家庭ごみの排出量抑制を図る。

###### (イ) 資源化物の指定袋制度の実施

指定袋による資源化物（市長が別に定めるものを除く。）の収集を実施し、資源化物の排出抑制及び分別促進を図る。

###### (ウ) 古紙リサイクルの促進

家庭から排出される古紙が資源としてリサイクルされるよう、古紙回収奨励金制度、古紙回収用保管庫貸与制度、新聞販売店回収等により、地域の実情に応じて雑がみを含めた古紙回収を促進する。

また、事業所から排出される古紙については、民間の古紙リサイクル施設へ収集運搬されるように働きかけるほか、商店街等に古紙回収用保管庫を貸与するオフィス町内会等により古紙回収を促進する。

###### (エ) 生ごみリサイクルの促進

家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を推進するため、生ごみコンポスト化容器活用講座等を実施する。また、「使い切り・食べ切り・水切り運動」の普及等を通じて、生ごみの排出抑制を図る。

###### (オ) 適正包装等の促進

家庭から排出されるごみの減量化を図るため、レジ袋の削減策である全市共通ノーレジ袋ポイント事業「カンパスシール」を展開し、マイバッグの利用の促進を図る。

また、簡易包装の普及等を通じて、過剰包装の抑制を図る。

###### (カ) 事業系一般廃棄物の減量化及び資源化の促進

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき、排出事業者に対し、ごみの減量化及び資源化に関する指導を徹底し、事業系一般廃棄物の減量化及び資源化を促進する。

a 事業所戸別訪問によるごみ減量化指導

b 古紙、かん、びん、廃木材等資源物のリサイクルの促進

c オフィス町内会の組織化の促進

d 市場及び商店街から排出されるごみの減量化及び資源化の促進

e 市役所内から排出されるごみの減量化及び資源化の徹底

f 廃木材及びせん定枝のチップ化工場への誘導

- (キ) 排出抑制に関する市民及び事業者に対する広報及び啓発活動の実施
- a 環境ミュージアムの活用
  - b 「出前講演」の実施
  - c ホームページの活用
  - d 総合環境情報誌「かえるプレス」の発行
  - e 「大都市減量化・資源化共同キャンペーン」の実施
  - f 市民リサイクル啓発用映像の活用
  - g 「北九州市の環境」の発行
  - h ごみ処理施設等の施設見学の受入れ
  - i 北九州市3R活動推進表彰の実施
  - j その他 市民等がごみ問題に取り組むために必要な広報活動及び情報提供

イ 再資源化の方法及び量

再資源化の方法	計画処理量
資源化物のうち、かん、びん及びペットボトルを選別し、再資源化業者に引き渡す。	11,000 t
資源化物のうち、プラスチック製容器包装を選別し、再資源化業者に引き渡す。	6,000 t
資源化物のうち、紙パック及びトレイを選別し、再資源化業者に引き渡す。	300 t
資源化物のうち、蛍光管を再資源化業者に引き渡す。	90 t
資源化物のうち、小物金属を再資源化業者に引き渡す。	110 t
資源化物のうち、小型家電を再資源化業者に引き渡す。	5 t
粗大ごみのうち、小型家電を再資源化業者に引き渡す。	115 t
家庭から排出される古紙を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。	28,700 t
家庭から排出されるせん定枝を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。	160 t
家庭から排出される廃食用油を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。	6 t

家庭から排出される生ごみ等を家庭で堆肥化し利用する。	—
家庭から排出されるインクカートリッジを市役所及び区役所で回収し、再資源化業者に引き渡す。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9に基づく広域認定制度）	—
新門司工場に搬入されるごみを熔融処理した後にスラグ及びメタルを回収し、再資源化業者に引き渡す。	スラグ 15,100 t メタル 2,100 t
日明工場（粗大ごみ資源化センター）に搬入されるごみの中から鉄を回収し、再資源化業者に引き渡す。	730 t
事業活動に伴って排出される古紙を事業者版の集団資源回収組織である「オフィス町内会」で回収し、再資源化業者に引き渡す。	370 t
事業活動に伴って排出される廃木材及びせん定枝をチップ化し、再資源化する。	12,200 t
事業活動に伴って排出される紙くずを再資源化する。	4,100 t

ウ 再資源化関連施設の概要

施設名	処理する者	再資源化対象物	所在地	処理方式	処理能力
新門司工場	市	紙パック及びトレイ	門司区新門司三丁目79番地	ストックヤード	
日明工場（粗大ごみ資源化センター）	市	鉄	小倉北区西港町96番地の2	クロスベルト角型電磁式	6 t ／1時間

日明かんびん資源化センター	市	かん、びん及びペットボトル	小倉北区西港町9番地の2	アルミ缶の選別 永久磁石回転ブーリー式 スチール缶の選別 クロスベルト角型電磁式 びん及びペットボトルの手選別 直線ベルトコンベア式	52.5 t / 5時間
		紙パック及びトレイ	小倉北区西港町9番地の2	ストックヤード	
本城かんびん資源化センター	市	かん、びん及びペットボトル	八幡西区洞北町7番10号	アルミ缶の選別 永久磁石回転ブーリー式 スチール缶の選別 電磁永磁併用吊り下げ方式 びん及びペットボトルの手選別 直線ベルトコンベア式	63 t / 5時間
		紙パック及びトレイ	八幡西区洞北町7番10号	ストックヤード	
北九州市プラスチック資源化センター	市	プラスチック製容器包装	小倉北区西港町8番13号	揺動式ふるい 直線ベルトコンベア式	60 t / 12時間
木材開	許可	廃木材	若松区南	ハンマー式	120 t



発株式会社 会社の 施設	業者		二島五丁 目3番2 号		／8時間
日鉄住 金テッ クスエ ンジ株 式会社 の施設	許可 業者	廃木材	若松区南 二島五丁 目7番1 号	ハンマー式	61.2t ／8時間
ホクザ イ運輸 株式会 社の施 設	許可 業者	廃木材 せん定枝	小倉北区 西港町7 2番地の 32、3 3、34 、35及 び42	ハンマー式	700t ／8時間
梅崎礦 業株式 会社の 施設	許可 業者	廃木材	門司区新 門司三丁 目67番 16号	回転ナイフ式	2t ／8時間
株式会 社ジェ イ・リ ライツ の施設	許可 業者	蛍光管 一次電池	若松区響 町一丁目 62番地 の17	湿式二軸せん断破 砕機 乾式スクルー型 破砕機 ハンマー式	23.9t ／12時間
株式会 社リサ イクル テック の施設	許可 業者	家庭用電 化製品（ 特定家庭 用機器廃 棄物を除 く。）	若松区響 町一丁目 62番地 の13及 び14	縦型一軸せん断式 油圧プレス式	36t ／24時間
株式会 社西日 本ペー	許可 業者	紙	若松区響 町一丁目 62番地	横型ハンマー式 縦型せん断式 油圧プレス式	96t ／8時間

パーリ サイクルの施 設					
有限会 社K A R Sの 施設	許可 業者	かん、び ん、ペッ トボトル 及び紙コ ップ	若松区響 町一丁目 6 2 番地 の 1 9	アルミ缶の選別 高磁力回転ドラ ム方式 スチール缶の選別 吊り下げ磁石方 式 びん、ペットボト ル及び紙コップの 手選別 直線ベルトコン ベア式	9 6 t ／ 2 4 時間
株式会 社守恒 造園建 設の施 設	許可 業者	廃木材 せん定枝	小倉南区 大字堀越 4 8 3 番 地の 1 及 び 5 1 0 番地の 1	回転ナイフ式	4 t ／ 8 時間
九州製 紙株式 会社の 施設	許可 業者	紙	八幡東区 大字前田 2 1 4 2 番地の 1	パルパー	1 3 5 t ／ 2 4 時間
光和精 鉱株式 会社の 施設	許可 業者	飛灰（ば いじん及 び燃え殻 ）	戸畑区大 字中原 4 6 番地の 9 3	塩化揮発法による 山元還元	1 4 7 t ／ 2 4 時間
三菱マ テリア ル株式 会社の 施設	許可 業者	焼却灰	八幡西区 洞南町 1 番 1 号	水洗設備 ロータリーキルン 式焼成炉	1 2 0 t ／ 2 4 時間